

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川場村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

川場村長

公表日

令和6年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種業務を適正かつ効率的に執行するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、予防接種の対象者、記録、保健指導、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として登録し、特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康情報システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、第12条の2の2及び第59条の2 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、第12の3、第13条、第13条の2及び第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地3200 TEL0278-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地3200 TEL0278-52-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき実施する各種予防接種を実施するための事務を行う。	予防接種法に基づき、予防接種業務を適正かつ効率的に執行するため、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、予防接種の対象者、記録、保健指導、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として登録し、特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	健康情報システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 第10項	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19の項	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月8日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月8日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項	番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項	事後	
令和4年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月24日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項	「情報照会」 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、第12条の2の2及び第59条の2 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、第12の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	請求先	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 TEL0278-52-2111	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 TEL0278-52-2111	事後	
令和6年4月1日	連絡先	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 TEL0278-52-2111	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 TEL0278-52-2111	事後	
令和6年4月1日	対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	公表日	令和5年7月3日	令和6年7月3日	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種業務を適正かつ効率的に執行するため、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、予防接種の対象者、記録、保健指導、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として登録し、特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、予防接種業務を適正かつ効率的に執行するため、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、予防接種の対象者、記録、保健指導、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として登録し、特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	健康情報システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康情報システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー		
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条1項 別表第一 第10項 番号法第19条第6号(委託先への提供)		